ひがしまつしま割増商品券事業実施要領

（目的）

１．東日本大震災から６年が経過し、復興へ向け新たな生活を始めた市民の生活支援と消費購買力の市外流出防止、また市内各事業所の売上向上、賑わい創出による地域経済の活性化を図ることを目的とし、東松島市内の取扱加盟店で利用できる商品券を発行する。

（概要）

２．商品券の発行概要は下記のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）名　　称 | ひがしまつしま割増商品券 |
| （２）発行団体 | 東松島市商工会 |
| （３）販売総額 | 100,000,000円 |
| （４）プレミアム率 | 10％　※一部（1,000セット分）15％ |
| （５）発行総額 | 110,500,000円 |
| （６）発行部数 | 10,000セット（うち1,000セットは1.5割増） |
| （７）発行額面 | 1枚　500円 |
| （８）商品券の形態 | 1セット22枚入　11,000円分を10,000円で販売  （10,000セットのうち1,000セットはラッキー券を1枚追加した23枚入　11,500円分を10,000円で販売）  下記3種類の商品券を発行   1. 共通券：取扱加盟店ならどこでも利用できる券   1セットの内500円券×10枚（発行数100,000枚）   1. 専用券：大型店以外で利用できる券   1セットの内500円券×12枚（発行数120,000枚）   1. ラッキー券：取扱加盟店ならどこでも利用できる券   　　　1セットの内500円券×1枚（発行数1,000枚）  （注）大型店とは売場面積が1,000㎡を超える取扱加盟店 |
| （９）利用期間 | 平成29年10月20日から平成30年1月31日 |
| （10）販売場所 | 10月20日（金）より販売開始  ・申込申請し登録された市内事業所  ・市民センター  ・東松島市商工会（本所、支所） |
| （11）購入上限 | 特になし |
| （12）利用制限 | 1回の利用につき30万円を限度 |

（取扱制限）

３．商品券の取扱いにおいて、下記の事項を厳守すること。

（１）商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能。

（２）商品券を現金化することはできない。

（３）商品券の額面未満の利用の場合でも、釣銭は出さない。

（４）有効期限の過ぎた商品券は受け取らない。

（５）商品券の紛失及び盗難に対し、東松島市商工会はその責を負わない。

（利用範囲）

４．下記については商品券の利用対象にならない。

（１）国や地方公共団体等への支払い（税金、電気・ガス、水道料金等の公共料金）。

（２）有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。

（３）現金との換金、金融機関への預け入れ。

（４）病院等医療費（処方箋による薬剤等を含む）の支払い。

（５）取扱加盟店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）での利用。

（取扱店参加資格）

５．取扱加盟店の参加資格は、下記の項目に該当する事業者を除いた、東松島市内に店舗・事業所等を有する事業者で、東松島市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとする。

（１）上記「４．利用範囲」に記載された取引、商品のみを取扱う事業者。

（２）役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

（取扱店の責務等）

６．取扱加盟店として登録された事業者は、次に掲げる事項を厳守すること。

（１）商品券の利用者がその有効期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行うこと。

（２）取扱加盟店であることが商品券利用者に明確になるよう、確認し易い場所に表示すること。

（３）利用者の持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないか必ず確認すること。

商品券に偽造された痕跡が見受けられる場合、商品券の受け取りを拒否するとともに、東松島市商工会まで報告すること。

（４）受け取った商品券は、他店での再使用を防止するため、速やかに裏面の所定欄に取扱加盟店名を記入（ゴム印押印可）すること。また、既に取扱加盟店名の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。

（５）商品券の交換、売買及び再利用は行わないこと。有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能。

（６）東松島市商工会が本事業に関する調査等を行うときには、報告等すること。

（７）商品券には「共通券」と「専用券」の２種類があり、「専用券」は大型店では利用できないため、大型店は受け取らないこと。

（８）商品券の利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱加盟店の責務とする。

（９）取扱加盟店の登録事項に変更があるときは、速やかに東松島市商工会に届け出ること。

（販売店参加資格）

７． 取扱加盟店の参加資格は、下記の項目に該当する事業者を除いた、東松島市内に店舗・事業所等を有する事業者で、東松島市商工会の会員とする。

（１）東松島市商工会へ加入していない事業者。

（２）役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

（販売店の条件等）

８．販売店として登録された事業者は、次に掲げる事項を厳守または了承すること。

（１）５０セット以上の販売を行うこと。

（２）受け入れた商品券については、完売すること。（返品不可とする。）

（３）商品券完売までの期間、管理表を作成し報告をすること。

（４）商品券の販売代金は速やかに指定の口座へ入金すること。

（５）自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為をしないこと。

（６）商品券説明会・商品券受渡しの際には必ず出席すること。

（７）商品券販売の際に購入者に不足がないか確認してもらうこと。

（８）本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

（９）東松島市商工会から販売手数料は支払わない。

（申込方法）

９．加盟店及び販売店の登録申込は、次の方法によって行うこととする。

（１）申込方法

この「ひがしまつしま割増商品券事業実施要領（以下「実施要領」という。）」に同意のうえ、「ひがしまつしま割増商品券取扱加盟店・販売店登録申込書」に必要事項を記入し、東松島市商工会へFAX、郵送またはご持参ください。電話での申込はできません。

（２）申込書の提出先

〒981-0503東松島市矢本字河戸７　東松島市商工会

（３）申請期間

平成２９年８月１日から平成２９年８月３１日まで（期限厳守）

※登録申込のあった加盟店及び販売店については、チラシに店名等を掲載いたします。

（４）説明会

後日（１０月上旬頃）、加盟店及び販売店を対象とした説明会を開催いたします。加盟店及び販売店に申込いただいた事業者へご案内いたしますので必ずご参加ください。

（５）その他

　　東松島市内に複数の店舗がある場合、登録しようとする店舗毎に申込書を提出してください。

（商品券の換金）

１０．使用された商品券の換金は次の方法により行うこと。

（１）換金方法

回収した商品券は、裏面の指定欄に取扱加盟店名を記入（ゴム印押印可）し、換金受付期間に引換証を添えて、東松島市商工会本所及び鳴瀬支所へ提出してください。回収した商品券の確認を行い、登録申込時にご指定いただいた口座へ決められた期日に振込みいたします。

（２）換金期間

　　平成２９年１０月２０日（金）～平成３０年２月９日（金）

　　※換金受付日は上記期間内の別紙１に定めた日となります。（商品券説明会にて配布）

（３）送金日

　　別紙１参照（商品券説明会にて配布）

（４）換金手数料

　　・東松島市商工会へ加入している事業者（会員）･･･････２％

　　・東松島市商工会へ加入していない事業者（非会員）･･･５％

（５）その他

　　大型店は「共通券」のみ換金できます。

　　大型店以外は「共通券」と「専用券」の両方を換金することができます。

（取消）

１１．この「実施要領」に違反する行為が認められた場合、加盟店及び販売店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

（その他）

１２．この実施要領に記載されていない事項は、東松島市商工会本所へお問い合わせください。

【問合せ先】

〒981-0503東松島市矢本字河戸７

東松島市商工会本所　　[TEL：0225-82-2088](TEL:0225-82-2088)　FAX：0225-83-2293